

社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団の自主運営及び財産の譲与に関する仮契約書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団（以下「乙」という。）とは、乙が自主運営をすること、及びこれに伴い、甲が財産を譲与することについて次のとおり仮契約を締結した。

この仮契約は、山陽小野田市議会が、指定障害者支援施設みつば園、指定障害福祉サービス事業所みつば園、指定障害福祉サービス事業所のぞみ園及びなるみ園（以下「4園」という。）を廃止する条例案及び4園に関する財産の譲与において必要となる予算を計上した山陽小野田市一般会計補正予算案を議決したことをもって、本契約としての効力を生ずるものとする。

また、本契約成立後は、本契約に定める事項について、甲と乙とが令和6年3月6日付けで交わした「社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団の自主運営及び財産の譲与に関する確認書」及び同年3月12日付けで交わした「なるみ園の自主運営並びに財産の譲与及び貸付に関する確認書」において定める事項と相違するときは、本契約を優先して適用するものとする。

（目的）

第1条 甲は、甲が設置している4園は乙の運営が可能であり、その創意工夫によりサービス向上と効率的運営を期待できると判断し、4園を乙の自主運営に委ねることとする。

2 乙は、甲が乙を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定している4園について、令和8年4月1日から自主運営を行う。

3 乙の自主運営後は、甲は、乙を「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」（昭和46年7月16日付け厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知）に基づく社会福祉事業団としては取り扱わない。

4 乙は、自主運営後においてもその設立の趣旨及び来歴に鑑み、今後も障害者福祉及び障害児福祉の推進についてその一翼を担っていくとの認識の下、甲との協力関係を維持し、住民の需要に応じた利用者本位のきめ細かな福祉サービスを効率的かつ効果的に、提供する。

(定義)

第2条 この契約において「自主運営」の開始は、次の各号に掲げる事項のいずれも満たすことを条件とする。

- (1) 4園について指定管理者として指定する期間が満了していること。
- (2) 甲が、4園について公の施設としての設置を廃止していること。
- (3) 甲が所有する財産のうち、乙が自主運営をするに当たって必要とする財産を乙に譲与し、乙がこれが無償で譲り受けること。

2 前項の場合において、乙は甲から譲り受けた財産を自らの責任において管理するとともに、4園を適正に運営する「自主運営」を行う。

(譲与する財産)

第3条 甲が乙に譲与する財産は、指定障害者支援施設みつば園、指定障害福祉サービス事業所みつば園及び指定障害福祉サービス事業所のぞみ園にあつては、その管理及び運営に必要とする土地、建物及び工作物等並びに物品等とし、なるみ園にあつては、その管理及び運営に必要とする物品等とする。

2 土地、建物及び工作物等（以下「本物件」という。）の譲与に係る取扱いは本契約の定めによることとし、物品等の譲与に係る取扱いは別途締結する契約によることとする。

3 甲は、その所有する別紙記載の本物件を乙に譲与し、乙はこれが無償で譲り受ける。

(所有権の移転)

第4条 本物件の所有権は、令和8年4月1日に甲から乙に移転するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が指定障害福祉サービス事業所のぞみ園として新たに整備する建物（以下「新のぞみ園」という。）の建設、その外構工事及び備品搬入等が完了しないことにより、新のぞみ園に係る本物件の所有権を令和8年4月1日に移転することができないときは、甲乙協議の上、別途所有権を移転する期日を決定するものとする。

(所有権の移転の登記)

第5条 乙は、所有権の移転後、甲に対して本物件の所有権移転の登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく当該登記を登記所に嘱託す



るものとする。

2 前項の登記に要する一切の費用は乙の負担とする。

(本物件の引渡し)

第6条 甲は、令和8年4月1日に、本物件をその所在する場所において乙に引き渡すものとする。ただし、第4条第2項に規定する場合においては、引渡しの期日は別途決定した期日とする。

(担保責任)

第7条 甲は、本物件について瑕疵担保の責めに任じないものとする。

(指定用途)

第8条 乙は、本物件を第6条の規定による引渡しの日から、次の各号に規定する用途（以下「指定用途」という。）に供さなければならない。

(1) 指定障害者支援施設みつば園においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護の用途、同条第8項に規定する短期入所の用途、同条第10項に規定する施設入所支援の用途及び第77条に規定する地域生活支援事業の用途

(2) 指定障害福祉サービス事業所みつば園においては、法第5条第14項に規定する就労移行支援の用途、同条第15項に規定する就労継続支援の用途及び同条第16項に規定する就労定着支援の用途

(3) 指定障害福祉サービス事業所のぞみ園においては、法第5条第7項に規定する生活介護の用途及び同条第19項に規定する相談支援並びに児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援の用途

(4) 前3号に掲げるもののほか、法第5条第1項に規定する障害福祉サービスに係る事業の用途

(指定用途の追加等)

第9条 乙は、本物件の全部又は一部について指定用途の追加又は解除を必要とするときは、甲にその旨を申し出ることができる。

2 甲は、前項の規定による申出について適当であると認めるときは、指定用途の追加又は解除を承諾するものとする。

(本物件の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、甲から譲与された本物件を第三者に譲渡し、又は本物件に地上権、賃借権その他本物件の使用収益を目的とする権利若しくは抵当権その他の担保物権（以下「地上権等」という。）を設定してはならない。ただし、本物件の譲渡又は地上権等の設定について甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（実地調査等）

第11条 甲は、この契約に定める乙の義務の履行状況について随時実地に調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由なくして前項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（用途指定義務等の違反に対する措置）

第12条 甲は、乙が各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額を違約金として乙に請求することができる。

（1）第8条の規定に違反して本物件を指定用途に供しなかったとき（指定用途以外の用途に供したときを除く。） 当該違反を確認したときの本物件の価額の10分の1に相当する金額

（2）第8条の規定に違反して本物件を指定用途に供しなかったとき（指定用途以外の用途に供したときに限る。） 当該違反を確認したときの本物件の価額の10分の3に相当する金額

（3）前条第2項の規定に違反して、正当な理由なく同条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ったとき 当該違反を確認したときの本物件の価額の10分の1に相当する金額

2 乙は、前項第1号又は第2号に該当する場合は、甲が定める日までに本物件を指定用途に供し、又は本物件の所有権の回復若しくは地上権等の消滅をしなければならない。

第13条 甲は、乙が前条第2項の規定に違反して甲が定める日までに本物件を指定用途に供しなかったとき、又は本物件の所有権の回復若しくは地上権等の消滅をしなかったときは、前条第1項の違約金のほか、次に掲げる金額の合計額を特別違約金として乙に請求することができる。

(1) 本物件の時価に相当する金額

(2) 本物件の時価の10分の3に相当する金額

(基本金の取扱い)

第14条 甲が乙を設立するために寄附した金 3,000,000 円については、今後も乙の基本金として維持する。

(施設整備等積立金の取扱い)

第15条 乙が現在積み立てている施設整備等積立金 金 150,000,000 円については、乙が施設整備等の用途に使用するものとする。

(自主運営後の財政支援)

第16条 乙が自主運営を開始した後は、甲は乙に財政支援を行わない。ただし、甲が、他の社会福祉法人と同様の条件で財政支援を実施するときは、この限りでない。

(理事、評議員就任)

第17条 乙が自主運営を開始した後は、甲の職員は、理事、評議員に就任しないものとする。ただし、甲の職員を退職した者が就任するときは、この限りでない。

(契約の解除)

第18条 甲及び乙は、不測の事態その他の事情により、この契約の目的を達成することが著しく困難になったと認めるときは、協議の上、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除をした場合、これによって受けた損害があっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

(本物件の返還)

第19条 乙は、前条第1項の規定によりこの契約を解除した場合は、本物件を甲が定める日までに乙の負担において原状に回復してその所在する場所において甲に返還しなければならない。ただし、乙は次の各号のいずれかに該当するときは、本物件を原状のまま返還することができる。

(1) 本物件が乙の責めに帰することができない理由により滅失し、又は損傷したとき。

(2) 甲が本物件を原状に回復させることが適当でないと認めたとき。

2 乙は、前項第2号に該当する場合で本物件が滅失し、又は損傷しているときは、本物件の減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により本物件を甲に返還するときは、甲が定める日までに本物件の所有権の移転の登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第20条 乙は、甲が第18条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、本物件に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(違約金の不返還)

第21条 甲は、第18条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙が既に支払った第12条第1項の違約金を乙に返還しないものとする。

(損害賠償)

第22条 乙は、その責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の締結に要する費用)

第23条 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(信義誠実の責務)

第24条 甲及び乙は、信義を重んじ、この契約で取り決めた事項を誠実に履行しなければならない。

(疑義の解決)

第25条 甲及び乙は、この契約条項について疑義が生じたときは、双方協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

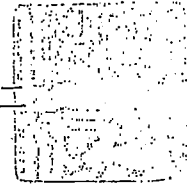
第26条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の仮契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年3月12日

甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 藤 田 剛



乙 山陽小野田市大字小野田1133-7番地1

社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団

理事長 田 所 栄





1 土地 (総面積 23,783.46 m²)

施設の所在場所ごとに、次の土地を譲与する。

(1) 指定障害者支援施設みつば園 (合計 17,198.01 m²)

No.	地番	地目	面積 (m ²)
1	山陽小野田市大字小野田字西ヶ迫 1 1 3 2 4 番 1 5	宅地	408.80
2	山陽小野田市大字小野田字西が迫 1 1 3 3 7 番 1	宅地	4,965.21
3	山陽小野田市大字小野田字西が迫 1 1 3 3 7 番 5	山林	11,725
4	山陽小野田市大字小野田字西が迫 1 1 3 2 4 番 7	山林	99

(2) 指定障害福祉サービス事業所みつば園・指定障害福祉サービス事業所のぞみ園 (指定特定相談支援事業所のぞみ・指定障害児相談支援事業所のぞみを含む。)
(合計 6,585.45 m²)

No.	地番	地目	面積 (m ²)
5	山陽小野田市高栄三丁目 6 4 3 0 番 3	宅地	81.43
6	山陽小野田市高栄三丁目 6 4 3 1 番 1	宅地	3,479.02
7	山陽小野田市高栄三丁目 6 4 3 1 番 5	雑種地	3,025

2 建物及び工作物等

次の(1)から(6)までの建物を譲与し、(6)を除いて所有権移転登記を行う。

記載内容のうち、構造、建築年月日又は延床面積に誤りがあつた場合であっても、本契約の効力には影響しないものとする。

(1) 指定障害者支援施設みつば園

No.	建物用途	構造	建築年月日	延床面積 (㎡)
1	本棟(事務室・居室・食堂)	鉄筋コンクリート造 平屋建、1棟	H2年3月19日	1551.56
2	車庫(1台)	軽量鉄骨造、1棟	H2年2月	24.5
3	車庫(3台)	軽量鉄骨造、1棟	H2年	76.8

(2) 指定障害福祉サービス事業所まつば園

No.	建物用途	構造	建築年月日	延床面積 (㎡)
4	本棟(事務室・食堂・更衣室)	鉄筋コンクリート造 平屋建、1棟	S57年3月20日	352.26
5	作業棟	鉄骨造 平屋建、1棟	S60年2月20日	279.31
6	レクリエーションルーム	鉄骨造 平屋建、1棟	H13年	不明
7	作業用品物置場	軽量鉄骨造、1棟	S63年9月12日	32.4
8	車庫(5連)	軽量鉄骨造、1棟	S57年	63.8

(3) 指定障害福祉サービス事業所のぞみ園

No.	建物用途	構造	建築年月日	延床面積 (㎡)
9	本棟(事務室・作業室)	軽量鉄骨造 平屋建、1棟	S62年3月25日	154.19

(4) 指定特定相談支援事業所のぞみ・指定障害児相談支援事業所のぞみ

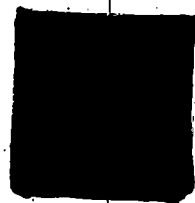
No.	建物用途	構造	建築年月日	延床面積 (㎡)
10	事務室・相談室	軽量鉄骨造 平屋建、2棟	H26年3月24日	23.76

(5) 新のぞみ園（令和7年10月末完成予定）

No.	建物用途	構造	建築年月日 (予定)	延床面積 (㎡)
11	本棟（事務室・作業室・食堂・シャワー室・静養室）	木造 平屋建、1棟	R7年10月31日	394.11

(6) 上記1の土地に存するすべての工作物等







物品等の譲与に関する仮契約書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団（以下「乙」という。）とは、乙の自主運営に伴い、甲が財産（土地、建物及び工作物等を除く。）を譲与することについて次のとおり仮契約を締結した。

この仮契約は、山陽小野田市議会が、指定障害者支援施設みつば園、指定障害福祉サービス事業所みつば園、指定障害福祉サービス事業所のぞみ園及びなるみ園（以下「4園」という。）を廃止する条例案及び4園に関する財産の譲与において必要となる予算を計上した山陽小野田市一般会計補正予算案を議決したことをもって、本契約としての効力を生ずるものとする。

また、本契約成立後は、本契約に定める事項について、甲と乙とが令和6年3月6日付けで交わした「社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団の自主運営及び財産の譲与に関する確認書」及び同年3月12日付けで交わした「なるみ園の自主運営並びに財産の譲与及び貸付に関する確認書」において定める事項と相違するときは、本契約を優先して適用するものとする。

（目的）

第1条 甲は、その所有する別紙記載の備品、車両及び車両のリース契約に係る賃借権、電話加入権並びに文書（以下「本物品等」という。）を乙に譲与し、乙はこれを無償で譲り受ける。

（本物品等の引渡し）

第2条 甲は、令和8年4月1日に、本物品等をその所在する場所において乙に引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が指定障害福祉サービス事業所のぞみ園として新たに整備する建物（以下「新のぞみ園」という。）の建設、その外構工事及び備品搬入等が完了しないことにより、新のぞみ園に係る備品の所有権を令和8年4月1日に移転することができないときは、甲乙協議の上、別途本物品等を引き渡す期日を決定するものとする。

（所有権等の移転時期）

第3条 本物品等の所有権等は、前条の引渡しを完了したとき、甲から乙に移



転するものとする。

(所有権等の移転に伴う名義変更の手続)

第4条 車両の所有権、電話加入権及び車両のリース契約に係る賃借権の移転に伴う名義変更の手続は、乙が行うものとする。

2 前項の名義変更の手続に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(担保責任)

第5条 甲は、本物品等について瑕疵担保の責めに任じないものとする。

(指定用途)

第6条 乙は、本物品等を第2条の規定による引渡しの日から、次の各号に規定する用途（以下「指定用途」という。）に供さなければならない。

(1) 指定障害者支援施設みつば園においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護の用途、同条第8項に規定する短期入所の用途、同条第10項に規定する施設入所支援の用途及び第77条に規定する地域生活支援事業の用途

(2) 指定障害福祉サービス事業所みつば園においては、法第5条第14項に規定する就労移行支援の用途、同条第15項に規定する就労継続支援の用途及び同条第16項に規定する就労定着支援の用途

(3) 指定障害福祉サービス事業所のぞみ園においては、法第5条第7項に規定する生活介護の用途及び同条第19項に規定する相談支援並びに児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援の用途

(4) 指定障害者支援施設みつば園、指定障害福祉サービス事業所みつば園及び指定障害福祉サービス事業所みつば園においては、前3号に掲げるもののほか、法第5条第1項に規定する障害福祉サービスに係る事業の用途

(5) なるみ園においては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援の用途及び児童福祉の増進に寄与するために必要な地域支援事業の用途

(指定用途の追加等)

第7条 乙は、本物品等の全部又は一部について指定用途の追加又は解除を必要とするときは、甲にその旨を申し出ることができる。

2 甲は、前項の規定による申出について適当であると認めるときは、指定用途の追加又は解除を承諾するものとする。

(本物品等の維持管理)

第8条 乙は、本物品等を善良な管理者の注意をもって維持管理するものとする。

(本物品等の処分等)

第9条 乙は、本物品等を処分してはならない。ただし、前条に規定する維持管理をしてもなお、破損等により本来の用途に供することができなくなった場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、第7条の申し出を要しないものとする。

(契約の解除)

第10条 甲及び乙は、不測の事態その他の事情により、この契約の目的を達成することが著しく困難になったと認めるときは、協議の上、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除をした場合、これによって受けた損害があっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

(本物品等の返還)

第11条 前条第1項の規定による契約の解除をしたときは、乙は、甲に本物品等を返還するものとする。

2 本物品等の返還に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(損害賠償)

第12条 乙は、その責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の締結に要する費用)

第13条 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(信義誠実の責務)

第14条 甲及び乙は、信義を重んじ、この契約で取り決めた事項を誠実に履行しなければならない。

(疑義の解決)

第15条 甲及び乙は、この契約について疑義が生じたときは、双方協議の上、
解決するものとする。

(履行の決定)

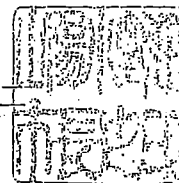
第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、
甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の仮契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、
各自1通を保有する。

令和7年3月12日

甲 山陽小野田市

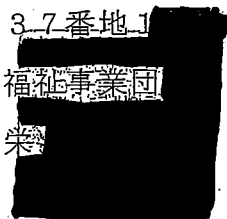
山陽小野田市長 藤 田 剛



乙 山陽小野田市大字小野田1133-7番地1

社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団

理事長 田 所 栄



1 備品

(1) 指定障害者支援施設みつば園

No.	内容	数量
1	空調設備	一式
2	消防設備	一式
3	放送設備	一式
4	電気設備	一式
5	風呂ボイラー	2
6	外灯設備	23
7	洗濯物干し場	2
8	倉庫	2
9	事務用机	25
10	事務用椅子	25
11	ロッカー	15
12	応接セット	1
13	保管庫	30
14	冷凍冷蔵庫	2
15	洗米機	1
16	回転釜	1
17	一槽シンク	1
18	シャワーシンク	1
19	移動台	1
20	脇台	1
21	台付シンク	1
22	包丁まな板保管庫	1
23	二層シンク	1
24	調理台	2
25	置台	1
26	ガスレンジ	1
27	盛付台	2
28	パンラック	1
29	器具消毒保管庫	1
30	食器消毒保管庫	1
31	フライヤー	1
32	食堂テーブル	12
33	食堂イス	45

(2) 指定障害福祉サービス事業所まつば園

No.	内容	数量
34	空調設備	一式
35	消防設備	一式
36	電気設備	一式
37	外灯設備	一式
38	倉庫	2
39	米びつ	1
40	ガスレンジ	2
41	食器消毒保管庫	1
42	冷凍冷蔵庫	2
43	電気炊飯器	2
44	事務用机	12
45	事務用椅子	12
46	応接セット	1
47	保管庫	6
48	ロッカー	57
49	食堂テーブル	14
50	食堂イス	56
51	作業台	10

(3) 指定障害福祉サービス事業所のぞみ園

No.	内容	数量
52	空調設備	一式
53	消防設備	一式
54	電気設備	一式
55	電話設備	一式
56	外灯設備	一式
57	倉庫	一式
58	事務用机	8
59	事務用椅子	8
60	ロッカー	24
61	保管庫	9
62	作業台	10
63	作業用イス	39

(4) 指定相談支援事業所のぞみ・指定障害児相談支援事業所のぞみ

No.	内容	数量
64	空調設備	一式
65	電気設備	一式
66	ロッカー	2
67	相談室机	1
68	相談室イス	1
69	パソコン : DynabookB65/H	1
70	電気スタンド : Z-10NB LEDライト	4
71	電話設備 (携帯) : SH-02L	2
72	電話設備 (固定) : シャープ JDXFICLN	1

(5) なるみ園

No.	内容	数量
73	事務机	7
74	イス	7
75	ロッカー	8
76	応接セット	1
77	保管庫	6
78	園児用イス	25
79	園児用テーブル	6
80	園児用ロッカー	20
81	療育器機類	一式

(6) 新のぞみ園 (令和7年10月末完成予定)

No.	内容	数量
82	空調設備	一式
83	消防設備	一式
84	電気設備	一式
85	電話設備	一式
86	外灯設備	一式
87	収納庫	6
88	棚 (ラック)	2
89	ロッカー	2
90	会議用テーブル	1
91	会議用椅子	6
92	事務机	1

No.	内容	数量
93	事務用椅子	1
94	椅子	22
95	折り畳みテーブル	2
96	食器棚	1
97	冷蔵庫	1
98	保健室ベッド	1
99	枕	1
100	傘立て	1

2 車両及び車両のリース契約に係る賃借権

(1) 指定障害者支援施設みつば園

No.	車両番号	メーカー	名称	種別		保有種別	
				軽自動車	普通車		
1	山口 11 み 6445	三菱	ワイドダブルキャブ		○	所有	
2	山口 400 た 3786	トヨタ	サクシード		○	所有	
3	山口 301 つ 7702	トヨタ	ハイエース		○		リース
4	山口 580 ゆ 6160	スズキ	アルト	○			リース
5	山口 581 に 3695	ダイハツ	タントスローパー	○			リース

3

(2) 指定障害福祉サービス事業所みつば園

No.	車両番号	メーカー	名称	種別		保有種別	
				軽自動車	普通車		
6	山口 800 す 430	日産	キャラバン		○	所有	
7	山口 400 た 5335	日野	ダンプ		○	所有	
8	山口 301 つ 7703	トヨタ	ハイエース		○		リース
9	山口 301 つ 7704	トヨタ	ハイエース		○		リース
10	山口 301 つ 7706	トヨタ	ハイエース		○		リース
11	山口 480 つ 1341	スズキ	キャリィー	○			リース
12	山口 581 に 3696	ダイハツ	タント	○			リース
13	山口 301 ん 6367	トヨタ	ハイエース		○		リース

(3) 指定障害福祉サービス事業所のぞみ園・指定相談支援事業所のぞみ・指定障害

児相談支援事業所のぞみ

No.	車両番号	メーカー	名称	種別		保有種別	
				軽自動車	普通車		
14	山口 480 あ 4803	ダイハツ	ハイゼット	○		所有	
15	山口 301 て 7253	トヨタ	ハイエースワゴン		○		リース
16	山口 301 そ 8115	トヨタ	ハイエース		○		リース
17	山口 581 ひ 8833	ダイハツ	タントスローパー	○			リース

(4) なるみ園

No.	車両番号	メーカー	名称	種別		保有種別	
				軽自動車	普通車		
18	山口 300 め 1611	トヨタ	ハイエース		○	所有	
19	山口 581 さ 6189	ダイハツ	タント	○			リース
20	山口 581 て 1328	スズキ	スペーシア	○			リース

3 電話加入権

(1) 指定障害者支援施設みつば園

No.	番号	種別
1	0836-84-5920	電話
2	0836-84-5926	電話
3	0836-84-6124	公衆電話
4	0836-84-5927	FAX

(2) 指定障害福祉サービス事業所みつば園

No.	番号	種別
5	0836-83-2059	電話
6	0836-83-0884	FAX

(3) 指定障害福祉サービス事業所のぞみ園

No.	番号	種別
7	0836-83-1203	電話・FAX

(4) 指定相談支援事業所のぞみ・指定障害児相談支援事業所のぞみ

No.	番号	種別
8	0836-83-0001	電話
9	0836-83-0008	FAX



4 文書

4園の管理運営に必要な文書を譲与する。

